



被災家屋などの公費解体

損壊した家屋などについて、2次被害の防止や生活環境の保全のために、珠洲市が所有者に代わって解体・撤去します。

■**対象物件** 今回の地震災害で、損壊した家屋や中小企業者の事業所などで、り災(被災)証明書の判定が「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」の物件

※倉庫など非住宅も対象となる場合があります。

※中小企業者の事業所とは、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者(同条に規定する中小企業並みの公益法人等を含む。)等が所有する事業所や倉庫などです。

詳細や様式は
こちら



■申請期間

現在、「仮受付をした方」「緊急性が高い(道路にはみ出している、隣家などに接触している)方」の申請を受け付けています。

令和6年5月1日(水)から「すべての方」の申請を受け付けます。

■解体までの流れ

① 必要書類の準備

② 申請 ※予約していただくのご案内がスムーズです。

■場所

珠洲市産業センター(市庁舎隣)
1階特設窓口

■時間

毎日8時30分～18時30分
※混雑時には、やむを得ず受付人数を制限する場合があります。

■予約

☎080(7974)1737

Webの予約フォーム
でも受け付けています

予約カレンダー▶



③ 現地調査

④ 解体前の立ち会い確認

⑤ 解体・撤去工事

令和5年奥能登地震で公費解体を申請した方

- 令和5年地震に係る被災家屋等の解体・撤去に係る申請書の記載内容変更申請書兼申請書等転用承諾書(様式第2号)
- 令和6年能登半島地震のり災証明書または被災証明書
- 本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)

令和6年能登半島地震の被害で公費解体を申請する方

- 被災家屋等の解体・撤去に係る申請書(様式第1号)
- り災証明書または被災証明書
- 被災家屋等の配置図(様式第7号)
- 本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)

代理人が申請する場合

- 委任状(様式第9号)
- 印鑑登録証明書(珠洲市役所市民課やコンビニで発行)

共有名義または相続権者がいる物件の場合

- 同意書(様式第10号)
- 印鑑登録証明書(珠洲市役所市民課やコンビニで発行)
- 相続権者がいる場合、
相続関係図(様式第11号)と相続権者全員の戸籍謄本(珠洲市役所市民課で発行)

抵当権などが設定されている物件の場合

- 同意書(様式第12号)※金融機関の場合、抵当権解除証書等の抹消書類でも可能
- 印鑑登録証明書(珠洲市役所市民課やコンビニで発行)

第3者に貸している物件の場合

- 同意書(様式第13号)

隣家等に寄りかかっている・隣地に倒れている物件の場合

- 同意書(様式第14号、様式第15号)

未登記物件の場合

- 名寄帳(珠洲市役所税務課で発行)または固定資産税課税明細

※各種様式はホームページに掲載しているほか、珠洲市産業センターの特設窓口でも配布しています。

公費解体のよくある質問

- Q** 令和5年奥能登地震で公費解体の申請をしたが、今回改めて被災した。申請はどうなるのか
- A** 令和5年奥能登地震の公費解体は、令和6年能登半島地震の影響により全件中止となりました。そのため改めてり災（被災）証明を取得し、ホームページに掲載の承諾書（様式2）を提出してください。
- Q** 家財道具は室内に置いたままでよいのか
- A** 危険のない範囲で事前に撤去をお願いします。解体時に貴重品などを取り出したい場合は、現地立会いで解体業者に相談してください。
- Q** 同じ家屋に対して、応急修理制度と公費解体制度を併用できるのか
- A** 併用できません。
- Q** 住宅などの倒壊によって実印や印鑑登録証を紛失した場合、どうすればよいのか
- A** 珠洲市役所1階市民課で再度印鑑登録ができます。

■所有者が死亡している場合の申請者

（詳細は窓口へご相談ください。）

遺産分割協議が成立している場合

⇒遺産分割協議により所有者（被相続人）から家屋等を相続することになった相続人

遺産分割協議が成立していない場合

⇒所有者（被相続人）の法定相続人の中から代表者

公正証書遺言がある場合

⇒公正証書遺言により所有者（被相続人）から家屋等を相続することになった相続人

■相続や隣地地権者との同意取得などの相談窓口

へるぷねっといしかわダイヤル（司法書士電話相談）

☎076(292)8133（平日10時～16時）

水曜面接相談会（毎週水曜日 18時～20時）

対面またはオンライン（Zoom）での無料相談会

☎076(291)7070 または 石川県司法書士会

ホームページから予約してください。

日本司法書士会連合会 ※6月30日（日）まで

☎0120(315)199（毎日17時～20時）

水道の通水予定・使用開始までの流れ

■今後の通水予定（変更がありました）

	3月			4月			5月		
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
宝立									
上戸									
飯田									
若山									
直									
正院									
蛸島									
三崎									
大谷									
高屋									
清水	未定（今後、詳細調査を予定）								

※下水道も同じスケジュールで復旧を進めています。

■復旧エリア

復旧エリア図をホームページに掲載しています。詳細な復旧箇所はそちらをご覧ください。

詳細はこちら

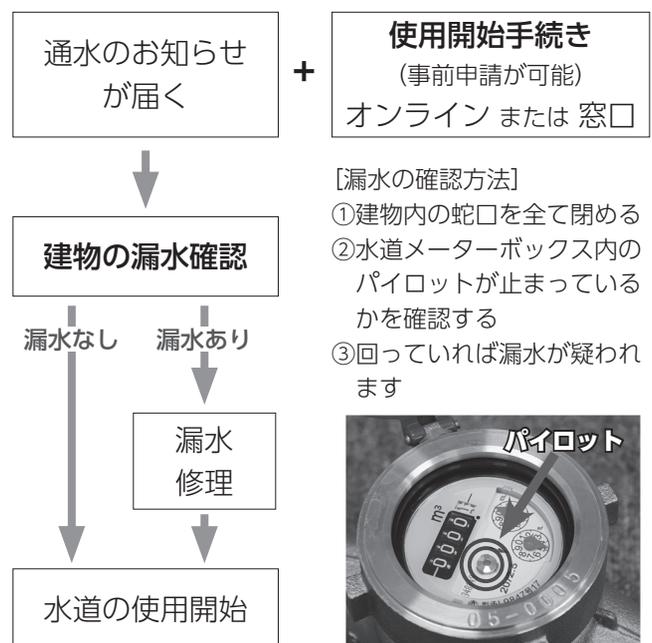


■問い合わせ

環境建設課管理係 ☎0768(82)7781

■使用開始までの流れ

下記手順で漏水確認などを行ってから水道を使用してください。



被災家屋の再調査を申請した方へ（支援制度や義援金の申請にあたってのお願い）

被害家屋の再調査（2次・3次）を申請した方は、再調査の結果（り災証明書）が出てから、支援制度や義援金の申請を行ってください。

■問い合わせ 危機管理室 ☎0768(82)2222